

介護保険の予防給付

(要支援1・2の方へのサービス)

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

移行

介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防居宅療養管理指導

介護予防・日常生活支援総合事業

～ いつまでも住み慣れた地域で元気に活躍 ～

生活支援
(訪問型)



介護予防・日常生活支援総合事業…とは？

高齢者の生活を支えるための地域づくりです。

従来のホームヘルプやデイサービスだけではなく、ボランティアやNPO、住民が実施する取組も含めた、さまざまな担い手による高齢者の支援体制を地域の中に作っていくことが必要になっています。

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。

総合事業では、地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取組みを応援します。

介護予防
(通所型)



自宅を訪問するサービス



事業所などに通うサービス

訪問介護サービスの種類が増えます

- ①介護保険と同じ訪問介護サービス
 - ②介護保険よりも基準を緩和した事業所が行う家事援助サービス
 - ③ボランティアの方など、住民運営の家事援助サービス
- …など

通所介護サービスの種類が増えます

- ①介護保険と同じ通所介護サービス
 - ②介護保険よりも基準を緩和した事業所が行うミニデイサービス
 - ③ボランティアの方など、住民運営のサロンや体操教室
- …など

立ち上げや運営を応援します

高齢でも元気な方は、仕事やボランティアとしてサービス・支援の担い手で活躍しやすい地域



元気に活躍して
生きがいとやりがいを

目指す方向性

- 1 高齢者が、住み慣れた地域でできる限り健康に生活を続けられる仕組みを作ること、介護費用を抑え、介護保険料の抑制を目指します。
- 2 高齢者自身やボランティア等が担い手となることで、専門職が、より集中的に中重度の要介護者の支援に当たる体制を目指します。

対象者が拡大します

- 要支援1・2の方
- +
- 地域包括支援センターが行うチェックリストの特定の項目に該当した方